

Press Release

各位

三菱UFJ国際投信株式会社
 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『先進国好配当株式ファンド(3ヵ月決算型)為替ヘッジあり／ (年2回決算型)為替ヘッジあり』募集・設定について

追加型／内外／株式

この度、三菱UFJ国際投信は『先進国好配当株式ファンド(3ヵ月決算型)為替ヘッジあり／
 (年2回決算型)為替ヘッジあり』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
(3ヵ月決算型) 為替ヘッジあり	追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	年4回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
(年2回決算型) 為替ヘッジあり					年2回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

◆◆ ファンドの設定にあたって ◆◆

世界の金融市場に大きな混乱をもたらした2008年のリーマン・ショック以降、先進国を上回る成長を続けてきた新興国ですが、足下では中国経済の成長鈍化や資源価格の下落等を背景に、先行きが見通しにくくなってきています。

一方、先進国においては、米国を中心に景気は回復基調にあり、今後世界経済のけん引役として注目されはじめています。

そこで、このたび、先進国の株式に投資することにより、先進国経済の成長による収益獲得をめざすとともに、財務内容が良好で中長期的に配当利回りの獲得が期待される銘柄に投資することにより、配当等による収益の獲得もめざすことのできる商品を設定いたしました。

皆様の資産形成の一助として、当ファンドをご活用いただければ幸いです。

2017年2月

三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

ファンドの特色

特色

1 世界主要先進国の株式を主要投資対象とし、
割安で好配当が期待される株式に投資を行います。

◆株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。



マザーファンドの現在の投資先(2016年11月30日現在)

北米	アメリカ	カナダ
ユーロ圏	フランス	オランダ
	イタリア	スペイン
	フィンランド	ベルギー
その他 欧州	イギリス	スイス
	ノルウェー	デンマーク
	スウェーデン	
オセアニア	オーストラリア	日本
	香港	

※上記は、上場している取引所の所在国・地域で表示しています。
※上記の投資先は、将来変更となる可能性があります。

※当ファンドでは、MSCI ワールド インデックス(米国のMSCI社が算出・公表している、日本を含む主要先進国の株式を対象とした株価指数)の構成国を「世界主要先進国」としています。

※好配当銘柄とは、予想配当利回りおよび財務の健全性が相対的に高いと委託会社が判断した銘柄をいいます。

※ポートフォリオのリスク分散上、委託会社が必要と認めた場合には、好配当銘柄以外にも組入れる場合があります。

好配当銘柄の特性

- ◆一般的に、財務体質、収益性に優れ、株主還元積極的な企業と考えられます。
- ◆株価下落局面で、その配当利回りが債券や預貯金の利回りとの比較感から魅力的な投資対象として見直される場合があります。(株価の下支え効果)

良好な財務体質

資産価値が高く、
潤沢な余剰資金を持つ企業

安定した収益

公益性・公共性の高い企業

積極的な株主還元

株価対策や株主への
利益還元積極的な企業

代表的な業種

公益
(電力・ガス 等)



電気通信サービス
(通信 等)



ヘルスケア
(医薬品 等)



生活必需品
(食料品 等)



金融
(銀行 等)



など...

※あくまでも一般的な傾向・イメージであり、実際は異なる場合があります。

信用力が高いと考えられる企業へ投資することで、
ファンドの安全性を高め、安定的な収益の獲得をめざします。

- ◆原則として、取得時においてS&P社もしくはMoody's社による投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
※格付けを有しない企業にも投資を行う場合があります。
- ◆一般的に、信用力の高い企業は良好な財務体質を有していると考えられます。
※あくまでも一般的な傾向であり、実際は異なる場合があります。

格付けと信用力のイメージ

■ 長期発行体格付けとは

債務者(発行体)の長期的な信用力を反映するものさしです。借入金や債券などの元利金が当初の契約の通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付機関が債務者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、符号で簡潔に表します。

長期発行体格付け	
Moody's社	S&P社
Aaa	AAA
Aa	AA
A	A
Baa	BBB
Ba	BB
B	B
Caa	CCC
Ca	CC
C	R
—	SD, D

格付けが高い企業の倒産リスクは低いと考えられますが、当該企業の発行する株式そのものの元本安全性等を表すものではありません。当該格付けは企業の債務履行能力(信用度)を評価するものであり、当該企業の発行する株式に対する評価ではありません。

30年超の運用実績に裏付けられた独自の割安評価手法を持つUBS
アセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。

- ◆UBSアセット・マネジメント株式会社は、世界最大級の総合金融サービス・グループであるUBSグループの資産運用部門の日本拠点です。

■ UBSグループとは



グローバルな総合金融サービス機関

UBSグループは、スイスを本拠地として、世界50カ国以上の主要都市にオフィスを配し、約60,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。(2016年9月末現在)

UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界22カ国に約3,500名の従業員を擁し、約68兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2016年9月末現在)

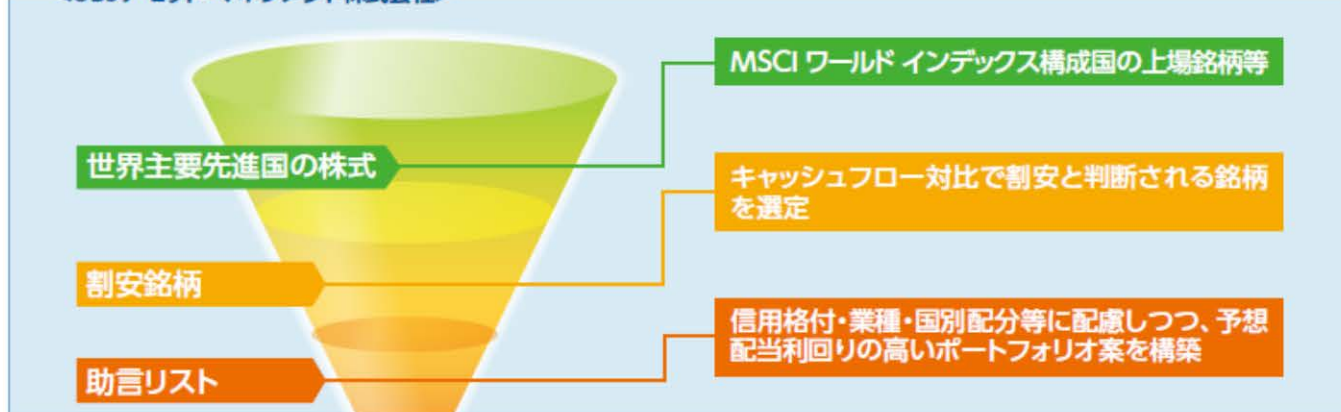


チューリッヒにあるUBSビル(スイス)

(出所) UBSアセット・マネジメント株式会社の資料を基に三菱UFJ国際投信作成

運用プロセス

＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞



＜三菱UFJ国際投信＞



※上記は2016年11月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。また、一部簡略化して記載している部分があります。

※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

特色4

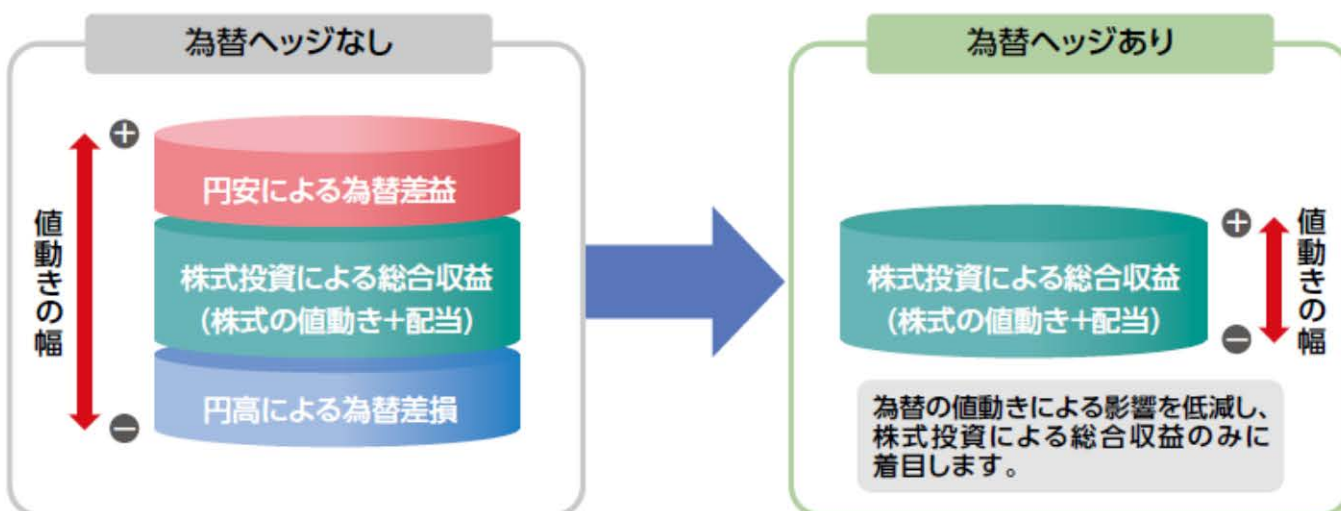
原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。

＜為替ヘッジの活用＞

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

投資リターンのイメージ図



※上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。



＜(3ヵ月決算型)為替ヘッジあり＞ 年4回決算を行い、収益の分配を行います。
 ＜(年2回決算型)為替ヘッジあり＞ 年2回決算を行い、収益の分配を行います。

＜(3ヵ月決算型)為替ヘッジあり＞

◆ 毎年2、5、8、11月の7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
 (初回決算日は、2017年5月8日です)

＜(年2回決算型)為替ヘッジあり＞

◆ 毎年5月7日および11月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
 (初回決算日は、2017年5月8日です)

収益分配方針

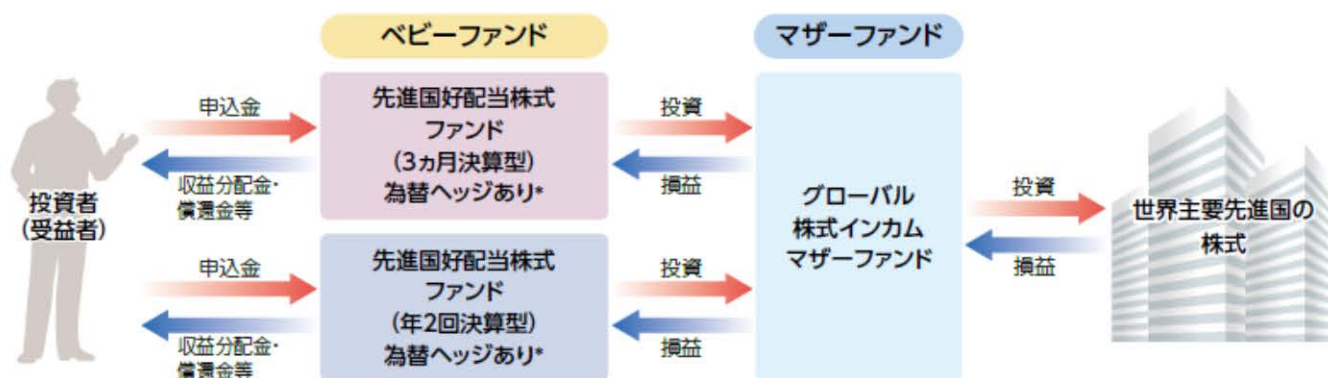
- ・分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



* 各ファンドおよび「先進国好配当株式ファンド(3ヵ月決算型)」・「先進国好配当株式ファンド(年2回決算型)」の間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

■ 主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

株価変動 リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に関行されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初自己設定: 1口当たり1円 継続申込期間: 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	当初自己設定: 2017年2月21日 継続申込期間: 2017年2月21日から2018年2月6日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	各ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、各ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市場動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
 その他	スイッチング	各ファンドおよび「先進国好配当株式ファンド(3ヵ月決算型)」・「先進国好配当株式ファンド(年2回決算型)」の間でスイッチングが可能です。 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。 くわしくは販売会社にご確認ください。
	信託期間	2025年11月7日まで(2017年2月21日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	■(3ヵ月決算型) 為替ヘッジあり 毎年2・5・8・11月の7日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2017年5月8日 ■(年2回決算型) 為替ヘッジあり 毎年5・11月の7日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2017年5月8日
	収益分配	■(3ヵ月決算型) 為替ヘッジあり 年4回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 ■(年2回決算型) 為替ヘッジあり 年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	各ファンド3,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufig.jp/)に掲載します。
	運用報告書	6ヵ月毎(5・11月の決算後) および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度) およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 上限3.24% (税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	各ファンドおよび投資環境の説明・ 情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.25% をかけた額		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して、 年率1.35% (税抜 年率1.25%) をかけた額		
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分 (税抜) は、次の通りです。		
	支払先	配分 (税抜)	対価として提供する役務の内容
	委託会社	0.60%	各ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、 目論見書等の作成等
	販売会社	0.60%	交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.05%	各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についても各ファンドが負担します。 ・ 監査法人に支払われる各ファンドの監査費用 ・ 有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・ 有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・ その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。		

※運用管理費用 (信託報酬) および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に各ファンドから支払われます。
※上記の費用 (手数料等) については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、各ファンドが負担する費用 (手数料等) の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金 (解約) 時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して 20.315%

※上記は、2016年11月末現在のものです。

※NISA (少額投資非課税制度) およびジュニアNISA (未成年者少額投資非課税制度) をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

- | | |
|-----------------------|--|
| ■委託会社(ファンドの運用の指図等) | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| ■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等) | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ■販売会社(購入・換金の取扱い等) | 丸三証券株式会社 |

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年2月3日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上